

令和6年度（2024年度）八王子市予防接種費助成要綱

令和5年（2023年）4月1日 施行

令和5年（2023年）8月1日 改正

令和6年（2024年）4月1日 改正

（目的）

第1条 この要綱は、市長が発行する予防接種依頼書（以下、「依頼書」という。）により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）若しくは同法第6条第1項及び第3項の規定による臨時の予防接種（以下、「臨時予防接種」という。）及び、別に定める各特別接種実施要綱による法定外公費負担予防接種（以下、「特別接種」という。）を行う場合において、特別な事情により八王子市協力医療機関（以下、「協力医療機関」という。）での接種が困難な者に、当該予防接種費用について助成を行うことにより、予防接種の円滑な推進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、「協力外医療機関」とは、予防接種の実施に関して市と契約を締結していない医療機関（個人で診療所等を開業する医師を含む。以下同じ。）をいう。

（対象者）

第3条 この要綱により予防接種費の助成を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 協力外医療機関で依頼書により予防接種を受けた次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 接種当日市内に住民登録がある者
 - (2) 市長が市内に居住すると認めた者
- 2 八王子市医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施要綱第3条に該当する者
- 3 八王子市おたふくかぜ特別接種実施要綱第2条に該当する者
- 4 八王子市带状疱疹特別接種実施要綱第2条に該当する者
- 5 八王子市三種混合ワクチン特別接種実施要綱第2条に該当する者
- 6 市長が長期療養特例の対象と認めた者

(特別な事情)

第4条 特別な事情とは、以下の場合をいう。

- 1 入院中で協力医療機関での接種ができない場合、及びその後の継続治療等がかかりつけ医でないと接種が困難な場合。
- 2 慢性疾患等でその病気のかかりつけ医でないと接種が困難な場合。
- 3 里帰り出産など、やむを得ない事情により長期に渡り市外に滞在する場合、その間に接種すべき予防接種がある場合。
- 4 やむを得ない事情により住民登録を異動しないで他市に居住をしている場合（施設入所を含む。）

(助成)

第5条 協力外医療機関において、依頼書により予防接種を受けた場合は、その費用を負担した者からの申請に基づき助成する。

- 2 第3条第2項又は第3項に該当する者が、認定前に受けた予防接種がある場合には、その費用を負担した者からの申請に基づき助成する。ただし、認定を受けた予防接種で、かつ令和2年(2020年)4月1日以降の接種に限る。

(助成の範囲)

第6条 助成の範囲は、実際に接種費として負担した費用について、市長が実施する当該予防接種に要する経費の額を限度とし、その限度額は別表のとおりとする。

- 2 生活保護受給証明書を提出した者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に該当する者で中国残留邦人等支援給付受給者証明書を提出した者については、負担した費用全額とする。

(依頼書の申請)

第7条 協力外医療機関において予防接種を受けようとする場合は、事前に依頼書の発行申請書を市長に提出しなければならない。なお、電子申請の場合は発行申請書の提出は不要とする。

- 2 第3条第2項及び第3項に該当する場合は、前項の申請書の提出を省略することができる。
- 3 第5条第2項にかかる助成を申請する場合は、第7条第1項の申請は不要となるため、前項及び第8条、第9条は該当しない。

(依頼書の交付)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、対象者に依頼書、予防接種予診票（以下、「予診票」という。）を交付する。

(受診方法等)

第9条 依頼書に定める対象者は、依頼書及び予診票を当該医療機関に提出し、受診又は接種が完了したときは、予防接種に係る費用を支払うものとする。

2 依頼書に定める対象者は、領収書の発行並びに当該予診票（2枚複写における1枚目の「市提出用」）の返還を医療機関に請求し、受領するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする場合は、交付対象のすべての受診又は接種が完了した日の翌日から1年以内に、予防接種費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 予防接種の費用を支払ったことを証する書類（領収書等）

(2) 交付対象の予防接種の予診票

(3) 下記のいずれかの証明書の交付を受けている場合は、あわせて添付することで自己負担額を減免する。

ア 福祉事務所長の発行する証明書（生活保護受給証明書。当該年度内発行のもの）

イ 区市町村の発行する証明書（中国残留邦人等支援給付受給者証明書。当該年度内発行のもの）

2 第5条第2項に基づく助成金を受けようとする場合には、次の各号に定める申請書等に前項第1号から第3号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前項2号は写しでも可能。

(1) 八王子市医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施要綱第7条に規定する医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種申請書及び同要綱第8条に規定する医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種（認定・不認定）通知書の写し

(2) 長期療養特例にかかる予防接種後助成金交付申請書及び診断書

(3) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の期間延長にかかる予防接種後助成申請書及び申請書兼意見書

(助成金の交付決定)

第 11 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは予防接種費助成金交付決定通知書により、申請者に通知しなければならない。なお、交付申請額及び交付決定額がともに 0 円となる場合には、通知しないものとする。

2 適正と認めないときは予防接種費助成金不交付決定通知書により申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第 12 条 前条第 1 項の交付決定の通知を受けた対象者は、速やかに予防接種費助成金交付請求書により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第 13 条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 14 条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 15 条 偽りその他不正の手段によって、この要綱による助成を受けた場合は、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年（2023 年）8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

種目		令和5年度(2023年度) 接種分限度額		令和6年度(2024年度) 接種分限度額	
		接 種 予 診 の み	接 種 予 診 の み	接 種 予 診 の み	接 種 予 診 の み
ロタウイルス感染症	ロタリックス (1価)	15,129	4,019	15,246	4,026
	ロタテック (5価)	10,102	4,019	10,219	4,026
B型肝炎		6,833	4,019	6,798	4,026
ヒブ		9,013	4,019	9,361	4,026
小児用肺炎球菌感染症		12,159	4,019	12,496	4,026
五種混合		-	-	20,713	4,026
四種混合		11,609	4,019	11,726	4,026
三種混合		6,119	4,019	6,237	4,026
二種混合		5,779	4,019	5,896	4,026
破傷風		5,097	4,019	5,643	4,026
不活化ポリオ		10,454	4,019	10,571	4,026
麻しん風しん混合		10,179	4,019	10,296	4,026
麻しん		7,264	4,019	7,381	4,026
風しん		7,099	4,019	7,216	4,026
水痘		9,409	4,019	9,526	4,026
日本脳炎		7,539	4,019	7,656	4,026
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)		27,823	4,019	27,940	4,026
B C G		10,220	4,148	11,979	4,147
おたふくかぜ		7,561	4,019	7,678	4,026
高齢者肺炎球菌感染症 ※2		定期接種対象者 7,091	3,234	定期接種対象者 4,741	3,234
		特別接種対象者 4,591		-	
		生保利用者等助成限度額 8,591		8,701	
高齢者インフルエンザ ※3		定期接種対象者 2,958	2,958	定期接種対象者 2,958	2,958
		生保利用者等助成限度額 5,436		5,458	
带状疱疹 ※4	生ワクチン	特別接種対象者 5,086	3,234	特別接種対象者 5,236	3,234
		生保利用者等助成限度額 9,086		9,196	
	不活化ワクチン	特別接種対象者 11,341	3,234	特別接種対象者 11,451	3,234
		生保利用者等助成限度額 22,341		22,451	

※1 本要綱第6条の定めにより、生活保護受給証明書・中国残留邦人等支援給付証明書を提出した場合、接種費用全額を助成対象とする。

ただし、助成については助成限度額までとし、限度額を超える額は助成しない。

※2 高齢者肺炎球菌感染症について、令和6年度(2024年度)接種分は自己負担額3,960円を超えた場合に助成する。

令和5年度(2023年度)接種分のうち定期接種対象者は自己負担額1,500円を超えた場合に助成し、特別接種対象者は自己負担額4,000円を超えた場合に助成する。

※3 高齢者インフルエンザワクチンについて、自己負担額2,500円を超えた場合に助成する。

※4 带状疱疹について、令和5年(2023年)8月1日以降の接種に限る。

令和5年度(2023年度)接種分のうち生ワクチンは自己負担額4,000円を超えた場合に助成し、不活化ワクチンは自己負担額11,000円を超えた場合に助成する。令和6年度(2024年度)接種分のうち生ワクチンは自己負担額3,960円を超えた場合に助成し、不活化ワクチンは自己負担額11,000円を超えた場合に助成する。

※5 予防接種法第6条第1項の予防接種(臨時の予防接種)の限度額は、その都度定めるものとする。